

千葉県委託設計業務等検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条の2(契約の履行の確保)に定める検査のうち、知事が発注する建設事業に係る委託設計業務等について、知事の命を受けた検査監が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

- (1) 組織規程 千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号)をいう。
- (2) 本 庁 組織規程第2章(本庁)に規定する部及び課をいう。
- (3) 出先機関 組織規程第3章(出先機関)に規定する出先機関をいう。
- (4) 主務部長 組織規程第7条(部の名称)に規定する部の長をいう。
- (5) 主務課長 組織規程第8条(課及びこれらに属する室等の設置)に規定する課の長をいう。
- (6) 検査監 組織規程第2章第17条(本庁の職制)第8項及び第3章第143条(出先機関の職制)第12項に規定する検査監をいう。
- (7) 課 長 県土整備部技術管理課長をいう。
- (8) 所 属 長 組織規程第3章第18条(出先機関の設置)に規定する出先機関の長をいう。
- (9) 建設事業に係る委託設計業務等 土木、建築その他工作物の建設、改築等の事業に係る測量・地質調査等の調査業務及び設計・計画等の建設コンサルタント業務をいう。
- (10) 指定部分 土木設計等業務委託契約書及び建築設計業務委託契約書第37条(部分引渡し)第1項に規定する指定部分をいう。
- (11) 修 補 業務委託契約書第12条第3項に規定する補正、土木設計等業務委託契約書及び建築設計業務委託契約書第31条第5項に規定する修補をいう。
- (12) 受 注 者 業務委託契約書、土木設計等業務委託契約書及び建築設計業務委託契約書でいう受注者をいう。
- (13) 委託業務完了通知書 業務委託契約書第12条第1項に規定する業務完了報告書、土木設計等業務委託契約書及び建築設計業務委託契約書第31条第1項及び測量・地質調査・設計業務共通仕様書第1117条第1項、農業農村整備事業設計業務共通仕様書第1-19条に規定する業務完了通知書をいう。
- (14) 成 果 品 業務委託契約書第5条第2項に規定する成果品、土木設計等業務委託契約書及び建築設計業務委託契約書第1条第2項に規定する成果物をいう。

- (15) 概略設計 測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書第1206条第2項に規定する概略設計及び農業農村整備事業設計業務共通仕様書第2-3条第2項に規定する構想設計をいう。
- (16) 予備設計 測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書第1206条第3項に規定する予備設計及び農業農村整備事業設計業務共通仕様書第2-3条第3項に規定する基本設計をいう。

(検査の事務)

第3条 県土整備部長は、この要綱に定める検査に係る事務を総括する。

- 2 課長及び所属長は、検査監の指定及び委託業務の完了（出来形・中間）の認定等の事務を行うとともに検査監を指揮監督する。
- 3 検査監は、課長及び所属長が指定する検査及びこれに係る事務を行う。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (2) 出来形検査 委託業務の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において委託業務の既済部分（性質上可分の委託業務の完済部分及び指定部分の完了部分を含む。）を確認するための検査をいう。
ただし、完了検査に先立って引渡しを受けるときは「出来形（部分引渡し）検査」とし、契約解除をするときは「出来形（打切り精算）検査」とする。
- (3) 中間検査 委託業務の完了前に性質上可分である既済部分について技術的な確認をするための検査をいう。

(検査の体制)

第5条 検査の区分は、次のとおりとする。

本庁の検査監	出先機関の検査監
出先機関の検査監が行う検査を除く検査。	1件の業務委託料が1千万円未満の検査。 ただし、本庁執行に係る検査、設計VE審査会に諮った委託業務、及び業務委託料5百万円以上の基本計画・概略設計業務を除く。

ただし、建築・設備に係る委託業務の検査については、全て本庁の検査監が行うものとする。

- 2 課長又は所属長は、検査ごとに検査監を指定するものとする。

(検査の報告等)

第6条 検査は、主務課長又は所属長が受注者から委託業務完了（出来形・中間）通知書（以下「通知書」という。）を受理した日から起算して10日以内に完了するものとする。

- 2 本庁の検査監が行う検査については、主務課長又は所属長が通知書を受領した日から5日以内に委託業務完了（出来形・中間）報告書（別記第1号様式）により課長に報告するものとする。
- 3 課長は、前項の報告があったときには委託業務検査実施通知書（別記第2号様式）により主務課長又は所属長及び受注者に通知するものとする。
- 4 出先機関の検査監が行う検査については、委託業務検査実施通知書により受注者に通知するものとする。

（検査の立合い）

第7条 検査には、主務課長もしくは所属長又はこれらの長が命ずる職員並びに当該検査に係る委託業務の受注者、管理技術者又は業務主任技術者等を立ち合わせるものとする。

（検査の方法）

第8条 検査は、「契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」（以下「契約図書」という。）、千葉県委託業務等検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して、合否を判定するものとする。

- 2 土木設計業務において、建築及び設備設計が含まれる場合の検査は、各々の検査監による合同の検査とするものとする。
- 3 中間検査は、当初業務委託料が2千万円以上の委託業務及び執行機関の長が必要と認めた委託業務を対象に実施するものとする。
実施の時期は、性質上可分である委託業務の一部が完了し、執行機関の長が必要と認めたときに実施するものとする。出来形検査はこれを兼ねることができるものとする。
- 4 完了検査時において、千葉県委託設計業務等成績評定要領に基づき委託業務の成績を評定するものとする。

（復 命）

第9条 検査監は検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に委託業務検査調書（別記第3号様式）に下記関係書類を添付し、課長又は所属長に復命するものとする。

- （1）委託業務成績評定表（別記第4号様式）
- （2）修補の場合は、委託業務修補指示書（別記第5号様式）

（修補等）

第10条 課長は、本庁の検査監が行った検査により、成果品が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、修補指示書により修補を主務課長又は所属長に指示するものとする。

- 2 主務課長又は所属長は、前項の指示を受けたときは、修補指示書により直ちに受注者に修補を指示するものとする。

- 3 出先機関の検査監が行う検査は、第1項及び第2項の規定を準用する。
- 4 課長又は所属長は、第1項の修補が極めて重大であると認められるときには、遅滞なく県土整備部長に報告し、県土整備部長は主務部長に通知するものとする。
- 5 修補の検査は、第6条（検査の報告等）、第7条（検査の立会い）、第8条（検査の方法）及び第9条（復命）の規定を準用するものとする。

（認定通知等）

- 第11条 課長は、本庁の検査監が行う当該検査に係る委託業務の完了（出来形・中間）について認定するものとする。
- 2 課長は、前項の認定をしたときは、委託業務認定通知書（別記第6号様式）に委託業務検査調書及び委託業務成績評定表を添付し、主務課長又は所属長に通知するものとする。
 - 3 課長は、第1項の認定をしたときは、委託業務検査結果通知書（別記第7号様式及び第7号の1様式）により受注者に通知するものとする。
 - 4 出先機関の検査監が行う検査は、第1項及び第3項の規定を準用する。

（その他の検査）

- 第12条 地方自治法第180条の7の規程による補助執行に係る検査及び知事との協議が整い受託した検査については、この要綱を準用するものとする。

（報告）

- 第13条 所属長は、その所管に係る検査のうち、1件の業務委託料が100万円を超える委託業務について、検査執行状況報告書（別記第8号様式）により各四半期ごとにとりまとめ、翌月10日までに課長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から土木部において施行するものとし、平成15年度契約業務から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行するものとし、平成15年7月1日以降の契約業務から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとし、平成18年4月1日以降の契約業務から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行するものとし、平成22年4月1日以降の契約業務から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行するものとし、令和3年4月1日以降に完了する業務から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式

整理番号	
主務課名	

第 号
年 月 日

県土整備部技術管理課長 様

所 属 長

委託業務 完了
出来形 中間
報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

予 算 区 分	公共・県単・企業・その他		
〔委託番号〕 委託業務名			
〔路線・河海〕			
受注者	住 所		
	氏 名		
当初設計金額	円	契 約 年 月 日	年 月 日
業務委託料	円	履 行 期 間 自	年 月 日
既 支 払 額	円	履 行 期 間 至	年 月 日
完了・出来形 金 額	円	業務完了・出来形・ 中 間 年 月 日	年 月 日
今回支払金額 (残 額)	(円)	業務完了・出来形・ 中間通知書受付年月日	年 月 日
備 考			

別記第2号様式

第 号
年 月 日

様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

委託業務検査実施通知書

このことについて、下記のとおり完了（出来形・中間）検査を実施するので通知します。

記

検査実施年月日	年 月 日
検査監氏名	
〔委託番号〕 委託業務名	
〔路線・河海〕	
受注者	
備考	

別記第3号様式

整理番号	
主務課名	

年 月 日

検査監

委託業務検査調書

年 月 日設計図書（出来形調書）に基づき検査の結果、
下記のとおり完了（出来形・中間）を認める。

記

所属名

〔委託番号〕 委託業務名				
〔路線・河海〕				
受注者	住所			
	氏名			
業務委託料	円	契約年月日	令和	年 月 日
既支払額	円	着工年月日	令和	年 月 日
完了・出来形 金 額	円	完了期限	令和	年 月 日
今回支払額 （残 額）	円 ()	業務完了・出来形・ 中間年月日		年 月 日
備 考				
	検査立会人 県側	受注者		

別記第4号様式

地質調査業務、測量業務、単純調査業務、設計業務(農林・建築設計等を除く)業務

委託業務成績評定表				年 月 日	
				所属名	
委託業務名					
業務委託料		円			
履行期間		年 月 日～ 年 月 日			
完了年月日		年 月 日			
完了検査年月日		年 月 日			
受注者住所氏名					
管理(主任)技術者氏名					
照査技術者氏名					
担当技術者氏名①		担当技術者氏名⑤			
担当技術者氏名②		担当技術者氏名⑥			
担当技術者氏名③		担当技術者氏名⑦			
担当技術者氏名④		担当技術者氏名⑧			
総括監督(調査)員氏名					
主任監督(調査)員氏名					
監督(調査)員氏名					
検査監氏名					
考查項目		業務評定 (注1)	技術者評定		
			管理技術者 主任技術者(注2)	担当技術者	照査技術者
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画			
	実施状況 の評価	執行管理			
		品質管理			
		業務特性			
		創意工夫			
	説明調整 能力の評価	説明調整 能力			
取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観				
結果の評価		成果物の 品質			
①小計(注3)					
②事故等による減点					
③契約不適合補修又は損 害賠償による減点					
④その他()					
総合評定点=①+②+③+④					
所見		監督(調査)員	主任(調査)監督員	検査監	

- 注) 1.各項目の評定点及び評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2.測量作業および地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3.①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記第4号様式
工事監督支援業務

委託業務成績評定表						年 月 日
						所属名
委託業務名						
業務委託料	円					
履行期間	年 月 日～ 年 月 日					
完了年月日	年 月 日					
完了検査年月日	年 月 日					
受注者住所氏名						
管理(主任)技術者氏名						
照査技術者氏名						
担当技術者氏名①			担当技術者氏名⑤			
担当技術者氏名②			担当技術者氏名⑥			
担当技術者氏名③			担当技術者氏名⑦			
担当技術者氏名④			担当技術者氏名⑧			
総括監督(調査)員氏名						
主任監督(調査)員氏名						
監督(調査)員氏名						
検査監氏名						
考查項目	調査員 評定点	主任 調査員 評定点	検査監 評定点	業務評定 管理技術者評定 (注2)	担当技術者評定 (注2)	
専門技術力	目的と内容の理解	—	—	/	/	
	的確な履行	—	—	/	/	
	業務目的の達成度	—		/	/	
管理技術力	業務実施体制の 的確性	—		/	—	
	打合せの理解度	—	—	/	—	
	指揮系統の迅速 性、確実性		—	/	—	
取組姿勢	責任感、積極性、 発注者側の視点		—	/	/	
①小計(注3)		—		/	/	
②業務執行に係る過失に伴う減点		—	—			
③事故等による減点		—	—			
④契約不適合補修又は損害賠償による減点		—	—			
⑤その他()		—	—			
総合評定点=①+②+③+④+⑤		—	—			
所見	監督(調査)員		主任(調査)監督員		検査監	

- 注) 1.管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、すべて記載する。
2.各項目の「業務評定」、「管理技術者評定」、「担当技術者評定」は、小数第2位を四捨五入している。
3.①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記第4号様式

調査・計画・設計(農林)業務

委託業務成績評定表			
			年 月 日
			所属名
〔委託番号〕			
委託業務名			
業務委託料			
履行期間	年 月 日～ 年 月 日		
完了年月日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
受注者住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名			
業務主任技術者氏名			
総括監督(調査)員氏名			
主任監督(調査)員氏名			
監督(調査)員氏名			
検査監氏名			
評価項目	評 定 点		
	業務評定	技術者評定	
		管理技術者	技術者
総合評定点			
所 見 (必ず記載すること)	監督(調査)員	主任監督(調査)員	検査監

建築設計等委託業務成績評定表		年 月 日
		所属名
委託業務名		
業務委託料		
履行期間	年 月 日～ 年 月 日	
完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
受注者住所氏名		
管理技術者氏名		
担当主任技術者氏名(意匠)		
担当主任技術者氏名(構造)		
担当主任技術者氏名(積算)		
担当主任技術者氏名(電気設備)		
担当主任技術者氏名(機械設備)		
総括調査員氏名		
主任調査員氏名		
調査員氏名		
検査監氏名		
業務評定点		
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] () []		
(再通知を行った日付 年 月 日)		
業務評定点(総合点)の内訳		
① 業務評定点(総合点:減点無し)	()	[]
② 基礎点	()	[]
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点	()	[]
④ 業務完了後に生じた事由による減点		[]
管理技術者評定点		
管理技術者評定点	()	[]
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳		
総合	() []	電気 () []
構造	() []	電気積算 () []
建築積算	() []	機械 () []
		機械積算 () []

※[]内は修正後

第 年 月 号
年 月 日

様

県土整備部技術管理課長

委 託 業 務 修 補 指 示 書

年 月 日検査の結果、下記のとおり修補を必要とするので
措置（修補）して下さい。

記

〔 委 託 番 号 〕					
委 託 業 務 名					
〔 路 線 ・ 河 海 〕					
受注者	住 所				
	氏 名				
業 務 委 託 料		円			
修 補 期 限	年 月 日	県 立 会 者		受注者側 立 会 者	
修 補 指 示 事 項					
備 考					

発注機関の長

様

県土整備部技術管理課長

委託業務認定通知書

このことについて、下記のとおり完了（出来形・中間）を認定する。

記

検査年月日	年 月 日		
検査監			
[委託番号] 委託業務名			
[路線・河海]			
業務委託料	円	委託 契約年月日	年 月 日
		完了・出来形年月日	年 月 日
完了・出来形額 金	円	既支払額	円
		今回支払額	円
受注者			

注（１） 検査調書は別添のとおり

（２） 同封の検査結果通知書を受注者に送付してください

受注者名

様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

委託業務検査結果通知書

このことについて、下記のとおり完了（出来形・中間）を認めます。

記

検査年月日	年 月 日		
検査監			
[委託番号] 委託業務名			
[路線・河海]			
業務委託料	円	委託 契約年月日	年 月 日
		完了・出来形年月日	年 月 日
完成・出来形額 完成金	円	既支払額	円
		今回支払額	円
備考	総合評定点		
		業務評定	点
		管理（主任）技術者	点
		担当技術者	点
		照査技術者	点

別記第7号の1様式

項目別評定点

地質調査業務、測量業務、単純調査業務、設計業務(農林を除く)

業務名：

考查項目	細別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評価			
			管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力 の評価	実施体制と 執行計画	点/点	点/点	点/点	点/点
	実施状況 の評価	執行管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		品質管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		業務特性	点/点	点/点	点/点	点/点
		創意工夫	点/点	点/点	点/点	点/点
	説明調整 能力の評価	説明調整 能力	点/点	点/点	点/点	点/点
	取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	点/点	点/点	点/点	点/点
結果の評価	成果物の品質	点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(※3)		点/点	点/点	点/点	点/点	
事故等による減点		0	点	点	点	
契約不適合補修又は 損害賠償による減点		0	点	点	点	
その他 ()		0	点	点	点	
総合評定点の算定		点 /100点	点 /100点	点 /100点	点 /100点	

- 注) 1.各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2.測量作業および地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3.評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

別記第7号の1様式

調査・計画(農林)業務

項目別評定点

評価項目	評価の視点	業務評定 (注1) (評定点/満点)	技術者評定		
			管理技術者 主任技術者 (注1) (評定点/満点)	照査技術者 (注1) (評定点/満点)	
専門技術力	提案力 改善力	/ 11.1点	/ 11.1点	- / -	
	業務執行能力	/ 11.1点	/ 11.1点	- / -	
	施工面の知識 (注2)	/ -	/ -	- / -	
	多様な視点	/ 11.1点	/ 11.1点	- / -	
管理技術力	業務管理能力	/ 4.4点	/ 4.4点	- / -	
	品質管理能力	/ 11.1点	/ 11.1点	/ 50.0点	
	迅速性、弾力性	/ 2.2点	/ 2.2点	- / -	
コミュニケーション力	説明力、協調性、 プレゼンテーション力	/ 2.2点	/ 2.2点	- / -	
取組姿勢	責任感、積極性、 倫理観	/ 2.2点	/ 2.2点	- / -	
成果品の品質		/ 44.4点	/ 44.4点	/ 50.0点	
評定点の小計(注3)		/ 100点	/ 100点	/ 100点	
事故等による減点		点	点	点	
契約不適合補修又は 損害賠償等による減点		点	点	点	
その他 (低入札調査・業務執行に係る 過失に伴う減点)		点	点	点	
総合評定点		/ 100点	/ 100点	/ 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は少数第二位を四捨五入して表示している。

2. 「施工面の知識」は設計業務のみ評定の対象とする。 3. 評定点の小計は少数第一位を四捨五入して、整数としている。

別記第7号の1様式
設計業務(建築設計等)

業務評定点(総合点)の内訳

委託業務名 _____

受注者名 _____

業務評定点(総合点:減点無し)	点
業務履行中又は完了時に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点
(業務評定点(基礎点:基礎項目のみの評価による))	点
(管理技術者評定点(管理技術者に対する評価))	点

業務評定点(総合点:減点無し)の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	項目の分類	指標	得点		配点
業務の実施能力	業務実施体制	業務体制	基礎			/	
	管理技術者の能力(業務全体に関する評価)	業務の全体把握、工程管理(全体)、取組み姿勢、責任感の強さ、説明力(プレゼンテーション力)、協調性	基礎			/	
	主任担当技術者の能力(担当分野に関する評価)	他分野との調整、工程管理、取組み姿勢、責任感の強さ、説明力(プレゼンテーション力)、協調性	基礎				
業務の実施状況	業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎				
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎:打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫:設計提案等の説明(プレゼンテーション力)	基礎 創意工夫				
	基礎:与条件の理解、業務への反映(設計提案) 創意工夫:提案力、業務執行技術力	基礎:与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫:創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎 創意工夫				
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容、資料等の整理、指示・協議事項への対応	基礎				
	課題への対応	課題(物理的条件、社会的条件、要望、コスト)への対応	創意工夫				
小計(基礎項目)						/	
小計(創意工夫項目)						/	
合計						/	

(表の見方)

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
- 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準(加減点なし)とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

